

株式会社東京証券取引所等における外国株信託受益証券等（いわゆる日本型預託証券「JDR」）の上場制度の整備に係る「受託契約準則」の一部改正について

平成20年5月26日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所は、受託契約準則の一部改正を行い、平成20年6月1日から施行します。

今回の改正は、国内の金融証券取引所が多様な商品の対応を図る状況を踏まえ、信用取引に係る投資者の利便性の更なる向上を図るため、委託保証金の代用有価証券について現行の代用有価証券に加えて、受益証券発行信託の受益証券を追加するよう受託契約準則の一部改正を行うものです。

これに併せて、発行日取引に係る委託保証金の代用有価証券についても、同様の趣旨から、受益証券発行信託の受益証券を追加することとします。

2. 改正概要

(1) 信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用

信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用について、受益証券発行信託の受益証券を追加し、代用有価証券として取り扱うことを可能とします。

(備考)
・受託契約準則第38条第2項

(2) 発行日取引に係る委託保証金の有価証券による代用

受託契約準則第38条の規定を準用している発行日取引に係る委託保証金の有価証券による代用についても、信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用と同様に、受益証券発行信託の受益証券を追加し、代用有価証券として取り扱うことを可能とします。

・受託契約準則第30条

(3) その他

所要の改正を行います。

3. 施行日

平成20年6月1日から施行します。

以上